

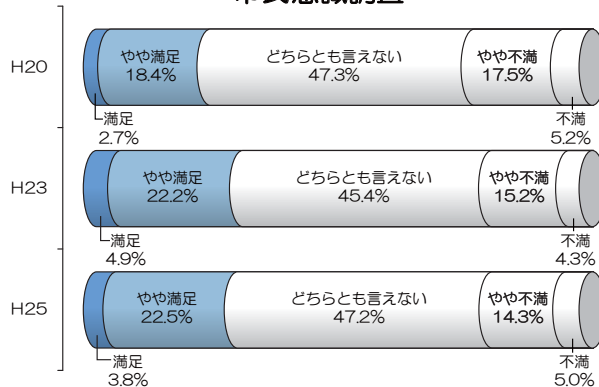
基本政策 5

政策 1 都市魅力の向上

市民意識調査の分析

◆ H20～H25で「満足+やや満足」が5.2ポイント増加しました。(H20～H23：+6.0ポイント、H23～H25：-0.8ポイント)都市計画マスタープランを策定し、市街化区域への編入や高度地区*1の決定、用途地域の変更などを、計画的に進めたことや、東岡崎駅や岡崎駅の周辺整備が進み利便性が向上したことなどが満足度増加要因の1つと考えられます。

市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
計画的な土地利用	都市計画マスタープランを策定し、市街化区域への編入、高度地区の決定、用途地域の変更等、計画的に取り組んできました。	総合計画との整合を図りつつ、都市計画区域外の土地利用の方向性を示すことも含めて、全市の土地利用の基本的な計画を策定し、これに基づく土地利用の推進を図る期間と位置付けます。
市街地の整備	鉄道駅周辺の利便性の向上、賑わいの創出のため、東岡崎駅では東改札口を整備しました。また、岡崎駅では駅前広場のトイレを整備するなど利便性の向上を図るとともに、交流拠点施設の検討を行いました。	持続可能な都市づくりを図るため、主要駅周辺へ都市機能の集積を進め、魅力ある市街地整備を積極的に進める期間と位置付けます。また、地域防災計画と都市計画マスタープランをつなぐ防災都市づくり計画を策定し、これに基づく事業を検討、推進する期間と位置付けます。
景観の保全・整備	市民の意見を反映した景観計画を策定し、藤川地区、ピスタライン*2など歴史資源を活かしたまちづくりに取り組んできました。	歴史文化資産を活かしたまちづくりを推進するため、歴史的風致維持向上計画及び眺望計画を策定し、景観計画の運用とあわせた多様な取組みを計画的に進める期間と位置付けます。

施策の体系

都市魅力の向上

5-1-1 計画的な土地利用

5-1-2 市街地の整備

5-1-3 景観の保全・整備

*1 高度地区：建築物の高さの最高限度や最低限度を定める都市計画の制度

*2 ピスタライン：徳川三代将軍家光公が、寛永18年(1641)に祖父・家康公の十七回忌を機に、松平氏・徳川家の菩提寺である大樹寺の大造営を行う際に、本堂から三門、総門(現在は大樹寺小学校南門)を通して、その真中に約3キロメートル南にある岡崎城天守が望めるように加籠を配置したことに由来する歴史的な眺望

施策

5-1-1 計画的な土地利用（主担当：都市計画課）

[個別計画] 都市計画マスタープラン、土地利用基本計画

- ◎都市計画の基本方針となる都市計画マスタープランにおいて、将来の都市像を示すとともに、その実現のために必要な土地利用や都市基盤整備などの方針を明らかにします。
- ◎都市計画区域外を含む全市域の土地利用の基本的な理念と原則を定めるとともに、土地利用の誘導・保全等の計画を制定し、秩序と魅力あるまちづくりを推進します。
- ◎用途地域など土地利用に関する制限の見直しや地区計画の決定など、地域特性に応じた秩序ある土地利用を誘導・促進します。
- ◎インターチェンジ周辺や既存ストックの効果的な活用ができる区域では、新たな産業用地など土地利用に対する需要が高く民間事業者の進出が見込まれるため、交流人口を増加させる都市機能導入の位置付けを明確にしながらい土地利用を計画的に誘導します。

5-1-2 市街地の整備（主担当：市街地整備課・拠点整備課）

[個別計画] 都市計画マスタープラン、防災都市づくり計画

- ◎東岡崎駅や岡崎駅の周辺では、本市の玄関口としてふさわしい拠点整備を進めます。また美合駅や本宿駅などを含めた主要鉄道駅の周辺では、鉄道利用者の利便性を向上させるとともに、駅周辺の賑わいを創出し、（広域）交流人口を増加させる都市機能の誘導を検討します。
- ◎シビックコア地区については、交流拠点施設の整備などを進め、都市機能の向上を図ります。
- ◎土地区画整理事業などによる計画的な市街地整備や都市防災、歴史・文化などの地域の特色を活かした市街地整備を進め、密集市街地の安全性を高めるとともに低未利用地の有効活用を図り、快適で魅力あるまちづくりを進めます。
- ◎南海トラフ地震などの自然災害に備え、災害に強い空間づくりを目的として、防災を明確に意識した都市づくりの基本方針や具体的施策を定める防災都市づくり計画を策定し、これに基づく事業を検討し、推進します。

5-1-3 景観の保全・整備（主担当：都市計画課）

[個別計画] 景観計画、歴史的風致維持向上計画

- ◎市民共有の財産である良好な景観の保全及び創出を図るため、景観法に基づき策定した景観計画の運用を通じて、重点地区等における建築物等の規制誘導、及び建造物や活動等への支援等の取組みを積極的に進めます。
- ◎本市固有の歴史文化資産を活かしたまちづくりを推進するため、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を受けた多様な取組みを、国の重点的な支援を得て計画的に進めます。
- ◎水と緑・歴史と文化のまちづくり条例に基づく眺望計画を策定し、実効性の高い手法で規制・誘導することにより、本市固有の優れた眺望景観の保全に努めます。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成32年度）
(1) 計画的な土地利用	市街化区域内未利用地面積	329.9ha（平成25年）	260ha
(2) 市街地の整備	市街化区域内人口	322,165人（平成25年）	338,000人
(3) 景観の保全・整備	景観重要建造物等の指定	4件（平成25年度）	18件

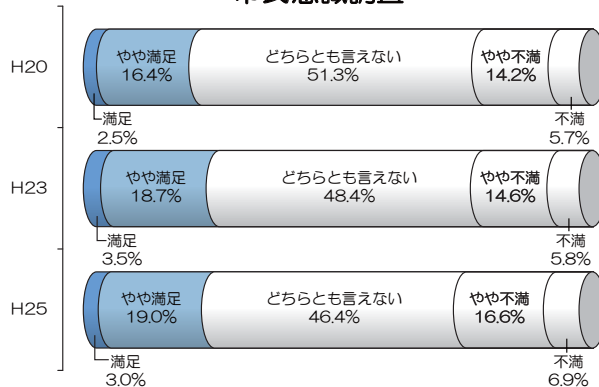
基本政策 5

政策 2 快適移動社会の実現

市民意識調査の分析

◆ H20～H25で「満足+やや満足」が3.1ポイント増加しました。(H20～H23: +3.3ポイント、H23～H25: -0.2ポイント) 民間バス路線やまちバス、道路の新設・改良などに取り組んだことなどが満足度増加要因の1つと考えられます。また、「不満+やや不満」も3.6ポイント増加しました。(H20～H23: +0.5ポイント、H23～H25: +3.1ポイント) 国道、県道では交通渋滞が未解消の箇所もあることなどが、不満足度増加要因の1つと考えられます。

市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
公共交通ネットワークの充実	民間バス路線への補助、まちバスの運行等バスネットワークの維持と確保に取り組みました。	バス路線を改善していくとともに、交通結節点のバリアフリー化や愛知環状鉄道の利便性向上のための事業を積極的に進める期間と位置付けます。
道路網の整備	矢作桜井線が平成26年度末に供用開始しました。岡崎環状線は予算確保や用地取得が難航し、工事着手時期を見直しました。	みちづくりプランに基づき、幹線市道、生活道路の整備効果や必要性を検証する道路整備プログラムを実施します。【生活道路の整備】を【道路網の整備】へ施策を統合し、道路整備の課題を整理して事業を推進する期間と位置付けます。
生活道路の整備	丸岡線、福岡幸田線、丸岡新橋など供用開始しました。一般市道及び歩道の舗装などの維持管理は概ね順調に行いました。	

施策の体系

快適移動社会の実現

5-2-1 公共交通ネットワークの充実

5-2-2 道路網の整備

施策

5-2-1 公共交通ネットワークの充実（主担当：都市計画課）

[個別計画] 総合交通政策

- ◎総合交通政策に掲げた基本理念のもと、誰もが使いやすく、移動しやすい公共交通ネットワークの充実をめざします。
- ◎バス基幹軸と地域内交通を整備するとともに、まちなか等における既存バス路線を改善した利便性の高い循環型バスの運行により、バスネットワークの確保・維持を図ります。
- ◎交通結節点については乗換えがしやすい快適な待合空間の整備を進め、来街者などにも分かりやすい公共交通の運行・経路情報等の提供に努めるとともに、利用者の多い駅から優先的にバリアフリー化を進めます。
- ◎愛知環状鉄道の利便性向上のため、出資者である愛知県や沿線市などと連携を図り、交通系 IC カードの導入や複線化事業について検討を進めます。

5-2-2 道路網の整備（主担当：道路建設課・道路維持課）

[個別計画] 都市計画マスタープラン、みちづくりプラン

- ◎道路の必要性・整備効果などを検証した道路整備プログラムの結果をふまえて事業を推進します。
- ◎市内の渋滞緩和、交通円滑化を図るため、幹線道路の整備を推進するとともに、近隣市町と連携して、国・県に対して国道・県道の整備促進を強く要請します。
- ◎幹線市道の新設改良事業を計画的に進め、新たな市街地形成や都心の再生を図り、快適で利便性の高い都市空間の向上と渋滞緩和による地球温暖化の防止をめざします。
- ◎身近な生活道路の拡幅整備や、一般市道及び歩道の舗装など道路構造物の老朽化対策を進め、安全で災害に強いまちづくりをめざします。
- ◎道路や河川の整備に合わせ、地域の特性や景観に配慮した橋りょうの新設改良事業を進め、安全で円滑な道路交通を確保します。
- ◎橋りょうの耐震補強を進めるとともに、長寿命化修繕計画に基づき計画的に維持管理します。
- ◎新たな道路網を構築するとともに、スマートインターチェンジの新設について検討を進め、観光・商業の振興や企業立地の促進など、地域の活性化を図ります。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成 32 年度）
(1) 公共交通ネットワークの充実	公共交通の利用者の人数	102,115 人 / 日 (平成 24 年度)	114,443 人 / 日
(2) 道路網の整備	都市計画道路・幹線道路建設延長	67,950 m (平成 25 年)	70,511 m

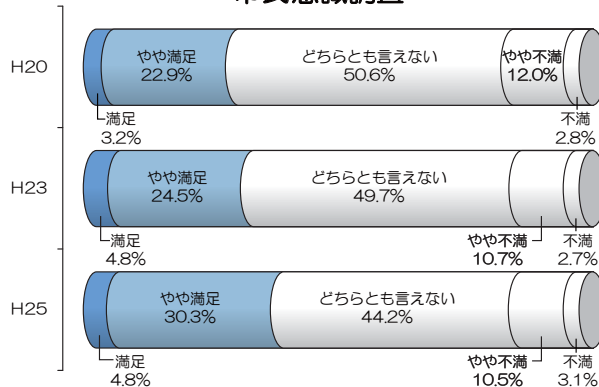
基本政策 5

政策 3 生活基盤の充実

市民意識調査の分析

- ◆ H20～H23で「満足+やや満足」が3.2ポイント増加しました。平成20年8月末豪雨を受け、緊急的に河川、下水道(雨水)整備を進めたことが満足度増加要因の1つと考えられます。
- ◆ H23～H25で「満足+やや満足」が5.8ポイント増加しました。都市基盤整備として対災害性の向上に取り組むとともに、親水空間の整備を進めたことが満足度増加要因の1つと考えられます。

市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
公園整備・緑化の推進	緑の基本計画を策定し、公園の整備に取り組み、市民一人当たりの公園面積が県内平均を上回っていることや市民の緑化に対する意識も高まりました。	観光、防災、安全の視点から各公園の価値をさらに向上させる必要があるため、各公園の課題を整理し、解決に向けた事業を進める期間と位置付けます。
河川の整備	乙川が持つ魅力的な河川空間を観光資源として活かすため、岡崎活性化本部より提言書が提出され、乙川リバーフロント地区整備基本方針を策定しました。また、占部川や岩田川では、多自然川づくりにより、自然環境へ配慮しました。	矢作川や乙川の河川の水辺空間は魅力を創出する資源です。特に乙川リバーフロント地区では、観光産業都市創造の基盤となる整備を進めるとともに、市民、NPO及び事業者と連携し市街地の活性化につながる事業を積極的に進める期間と位置付けます。
住宅・住環境の整備	住宅マスタープランを策定し、住環境の向上に取り組みましたが、事業展開期にあります。	住宅マスタープランに基づく事業を実施します。また、空き家問題等新たな課題の対応策を検討し、関係機関と十分な調整をもって計画を改定し、事業を進める期間と位置付けます。
下水道の整備	汚水適正処理構想に基づき、効果的な施設整備に取り組みました。	汚水適正処理構想に基づき施設整備に取り組むとともに、管渠・ポンプ施設の長寿命化や耐震化を計画的に進める期間と位置付けます。
上水道の整備	水道事業経営委員会を立ち上げ、経営の安定化とサービスの充実に取り組んできました。	水道ビジョンに基づき計画的に事業を実施する期間と位置付けます。

施策の体系

生活基盤の充実

5-3-1 公園整備・緑化の推進

5-3-2 河川空間の整備

5-3-3 住宅・住環境の整備

5-3-4 下水道（汚水）の整備

5-3-5 上水道の整備

施策

5-3-1 公園整備・緑化の推進（主担当：公園緑地課）

[個別計画] 緑の基本計画

- ◎緑の基本計画に基づき、地域バランスの取れた公園配置や高齢社会に即した公園計画・整備を進め、市民と行政との協働により市街地の緑化を保全・推進し、地球環境の保全と市街地景観の創造を図ります。
- ◎岡崎（城社）公園は、城郭遺構の復元など近世当時の雰囲気を経験できる本丸、二の丸といったエリアごとに、歴史、自然、文化、観光等の資源を活用した、短期、中期、長期計画を策定し、城址にふさわしい整備を進めます。
- ◎東公園は、市街地近郊に残された貴重な緑地であり、地元にはゆかりの深い人々の記念碑等を配しています。この特徴を生かしつつ公園区域・整備計画の見直しを図り、動物園の再整備と東名高速道路より東側の未開設区域（東地区）では自然の地形を活かした魅力ある整備を進めます。
- ◎南公園は、遊戯施設を中心とする家族レクリエーション型の公園づくりをめざし、南ゾーンの基本計画を見直し、老朽化した施設改修など計画的な施設整備を図ります。また、来園者に対する日常的な利用の拡大、利用促進、安全で安心して利用できる公園づくりを進めます。
- ◎岡崎中央総合公園は、市域を越える広域レクリエーション公園で、県における広域防災活動拠点として位置付けられているため、老朽化した施設の改修などに取り組み、防災面も含め来園者の利用促進、安全で安心して利用できる公園づくりを進めます。

5-3-2 河川空間の整備（主担当：乙川リバーフロント推進課・河川課）

- ◎乙川の水辺空間（リバーフロント地区）を中心に、人道橋の架設、徳川四天王像の設置、照明施設の充実、遊歩道の整備及び遊覧船の運航や貸しボートの復活など、市民、NPO 及び事業者と緊密な連携の下で市街地の活性化につながる事業を推進し、水辺空間の魅力増進を図ります。
- ◎矢作川の高水敷を利用した散策路（サイクリングロード）や多目的広場などの整備、河川改修に伴う多自然川づくりなど水辺の環境整備を進め、川の自然にふれあうことができる安全で快適な水辺空間の創出を図ります。
- ◎市民参加による河川愛護などの活動により、市民にとって親しみのある水辺づくりを進めます。

5-3-3 住宅・住環境の整備（主担当：住宅課）

[個別計画] 住宅マスタープラン

- ◎住宅マスタープランに基づき、高齢者や子育て世帯を始め住宅に困っているかたの居住の安定確保や空き家など既存住宅ストックの適正管理を推進し、市民・事業者など多様な主体と行政が連携しながら住宅・住環境の向上をめざします。

*1 高齢社会：総人口に占める高齢者（65歳以上）の割合が14%～21%未満の社会

◎空き家の利活用の可能性を検討し、空き家対策の実施に向けた調査を行います。

◎市営住宅については民間活力の導入も検討し、市営住宅の建替えや計画的な改修により、長寿命化に対応するほか、市営住宅の適正な配置、維持管理に努め、収入の少ない市民が安心して生活できるよう快適な居住環境を提供します。

5-3-4 下水道（污水）の整備（主担当：上下水道局下水工事課）

[個別計画] 污水適正処理構想

◎污水適正処理構想に基づき、地域の特性に応じた適切な役割分担のもと、流域関連公共下水道の整備により未普及地域を解消し、衛生的で快適な生活環境を実現します。

◎管渠・ポンプ施設の改築更新（長寿命化）と耐震化を計画的に継続します。

5-3-5 上水道の整備（主担当：上下水道局総務課）

[個別計画] 水道ビジョン

◎水道ビジョンに基づく中期経営計画を推進し、経営の安定化を図ります。

◎将来にわたる安定給水のために、男川浄水場更新事業を始めとする老朽化した施設等の更新を進めます。

◎南海トラフ地震などに備えた水道水の確保のため、浄水・配水施設や管路施設などの耐震化と更新を計画的に進め、持続可能な上水道サービスの提供に努めます。

◎上水道の整備において、情報公開の推進や広報広聴機能の充実などに取り組みます。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成 32 年度）
(1) 公園整備・緑化の推進	公園緑地の整備面積	405.36ha (平成 25 年度末)	410ha
(2) 河川空間の整備	乙川リバーフロント地区の整備率	0% (平成 26 年)	100%
(3) 住宅・住環境の整備	市営住宅必要戸数	2,852 戸 (平成 26 年度)	2,341 戸
(4) 下水道（污水）の整備	普及率	86.1% (平成 25 年度)	89.2%
(5) 上水道の整備	水道管の耐震化率	56.9% (平成 25 年度)	64.2%